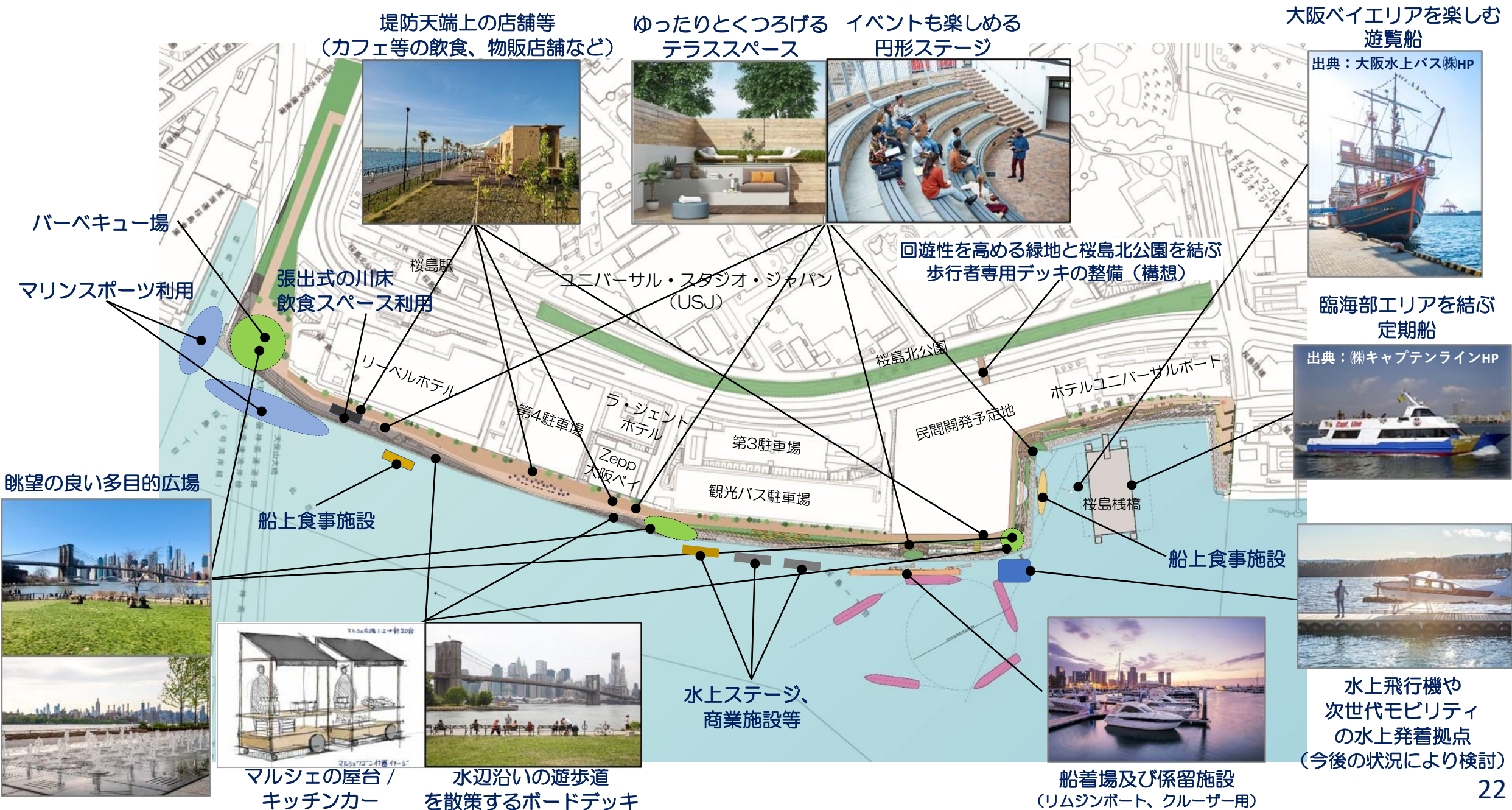


VI. 事業の基本計画案 (配置イメージ例)



VI. 事業の基本計画案（イメージパース）



Ⅶ. 今後の事業の進め方【公募の考え方（案）】

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を受けた上で、事業としての「水辺遊歩空間賑わいづくり」及び「舟運等のネットワーク拠点賑わいづくり」については、公募内容の検討、時機の考慮などを踏まえ、段階的に事業者公募を実施する。

まずは、本エリアの地先の賑わいづくりについて、事業者公募の準備を進める。

（第一段階）令和4年6月公募予定
「（仮称）水辺遊歩空間賑わいづくり事業」

今後

（第二段階）大阪・関西万博、IRを見据えて公募予定
「（仮称）舟運ネットワーク拠点賑わいづくり事業」

先行

〔なお、次世代モビリティの事業取組等については、大阪・関西万博に向けた国、大阪府（ラウンドテーブル）の動きや民間開発等の状況に応じ、今後協議会で検討・調整予定〕

募集要項（素案）の概要

【事業提案を求める内容】

●立地特性を最大限に活かし、来訪者が快適に過ごし、安心して利用できるよう空間形成の工夫や水辺の情景、賑わい創出など、事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力により、次の事業を一体的に実施する実現性の高い提案を求める。

- 1) 水都大阪をリードするシンボリックな水辺空間創出事業
 - 2) 地域に根ざしたまちづくり活動との連携形成事業
 - 3) 維持管理・運営事業
- 1) ハード事業 2) ソフト事業

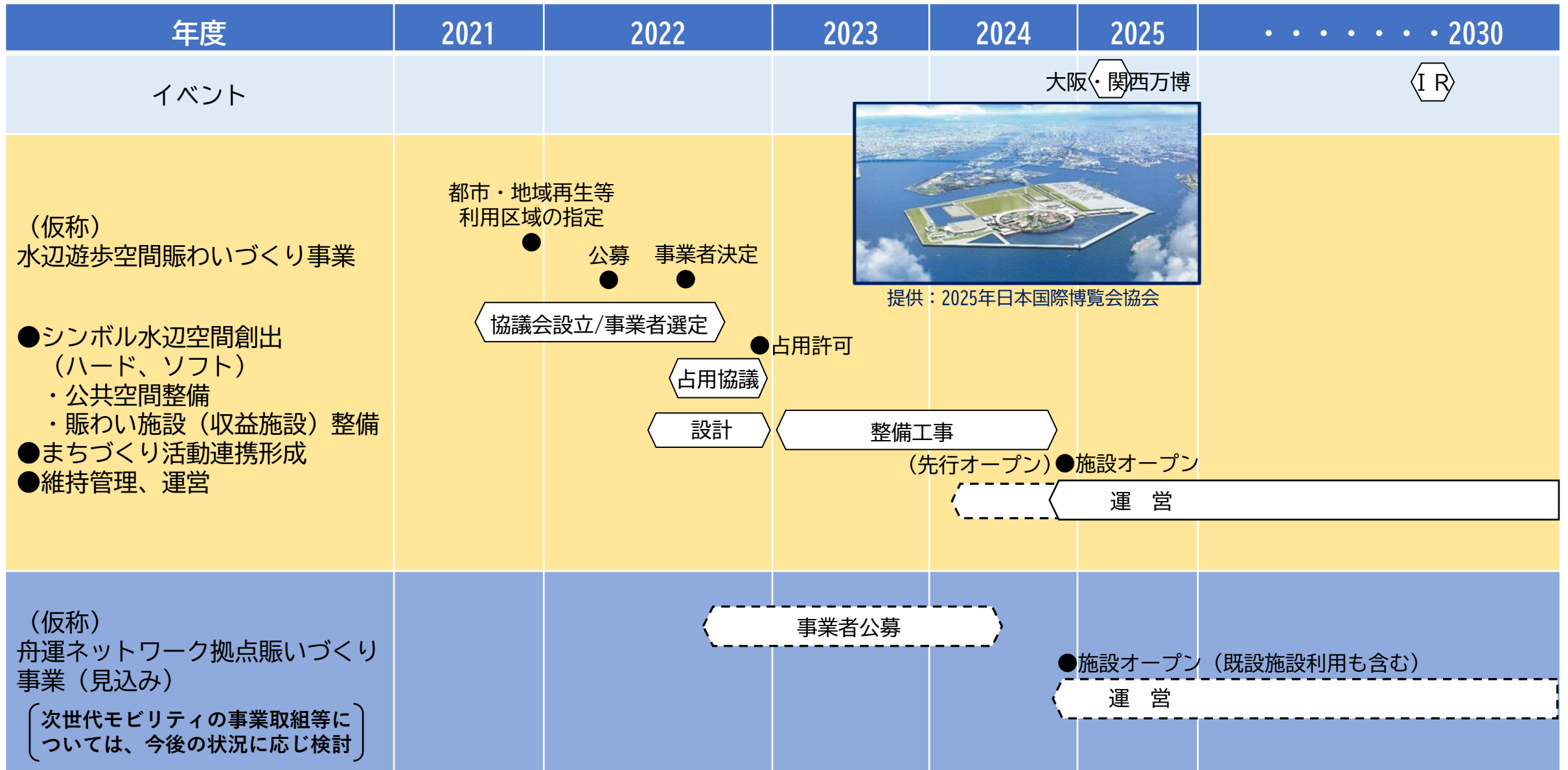
【事業期間】

●本事業開業日から最長20年

【公募スケジュール】

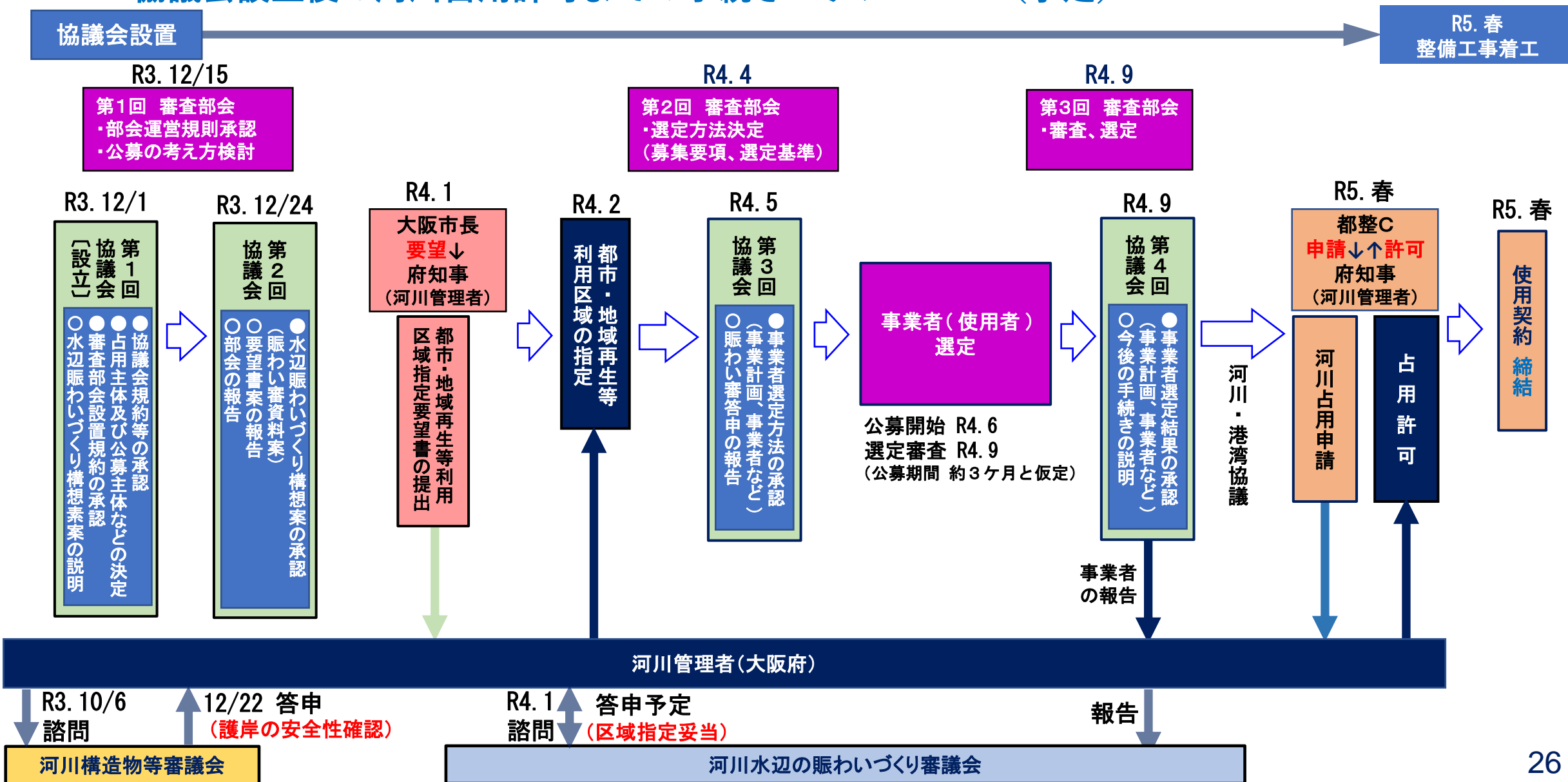
●申込開始 R4年6月 ●応募締切・審査 R4年8月 ●事業者選定 R4年9月

VII. 今後の事業の進め方【全体スケジュール概要】



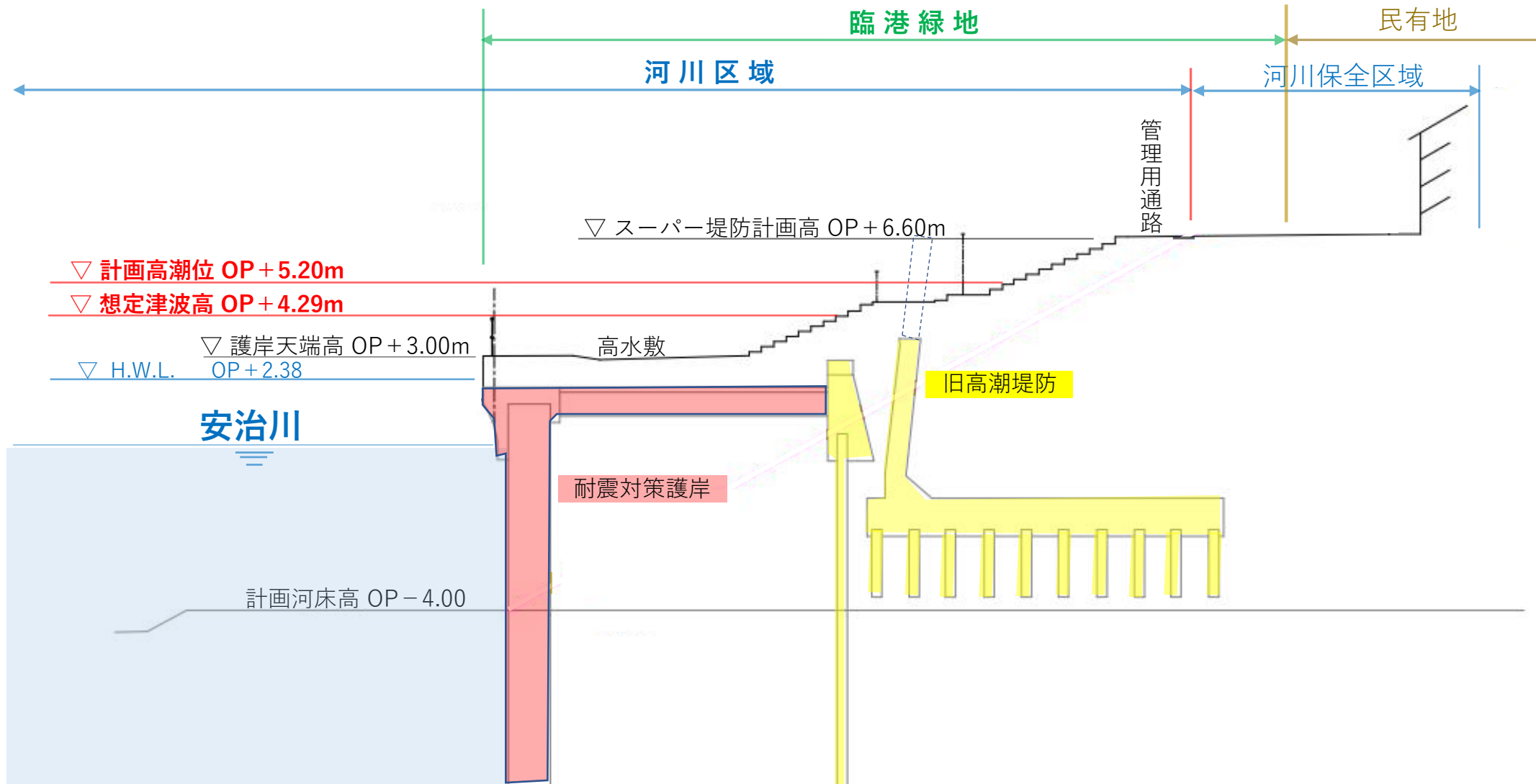
Ⅶ. 今後の事業の進め方【（仮称）水辺遊歩空間賑わいづくり事業】

協議会設立後の河川占用許可までの手続きスケジュール（予定）



VIII. エリアの安全対策

此花西部臨港緑地の計画標準断面図



Ⅷ. エリアの安全対策（命を守る「逃げる」対策の実施）

- 高潮、高波、津波時の大阪市の避難情報やハザードマップを踏まえ、「避難行動計画」を作成し、情報や避難行動が正確に伝達できるように対策を実施する。
- 避難ルートへの「案内板」などの設置や、避難訓練、防災教育等に取り組む。

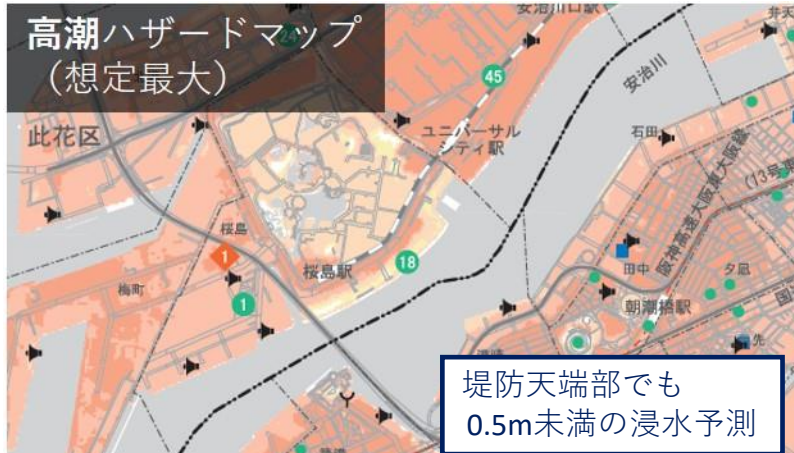
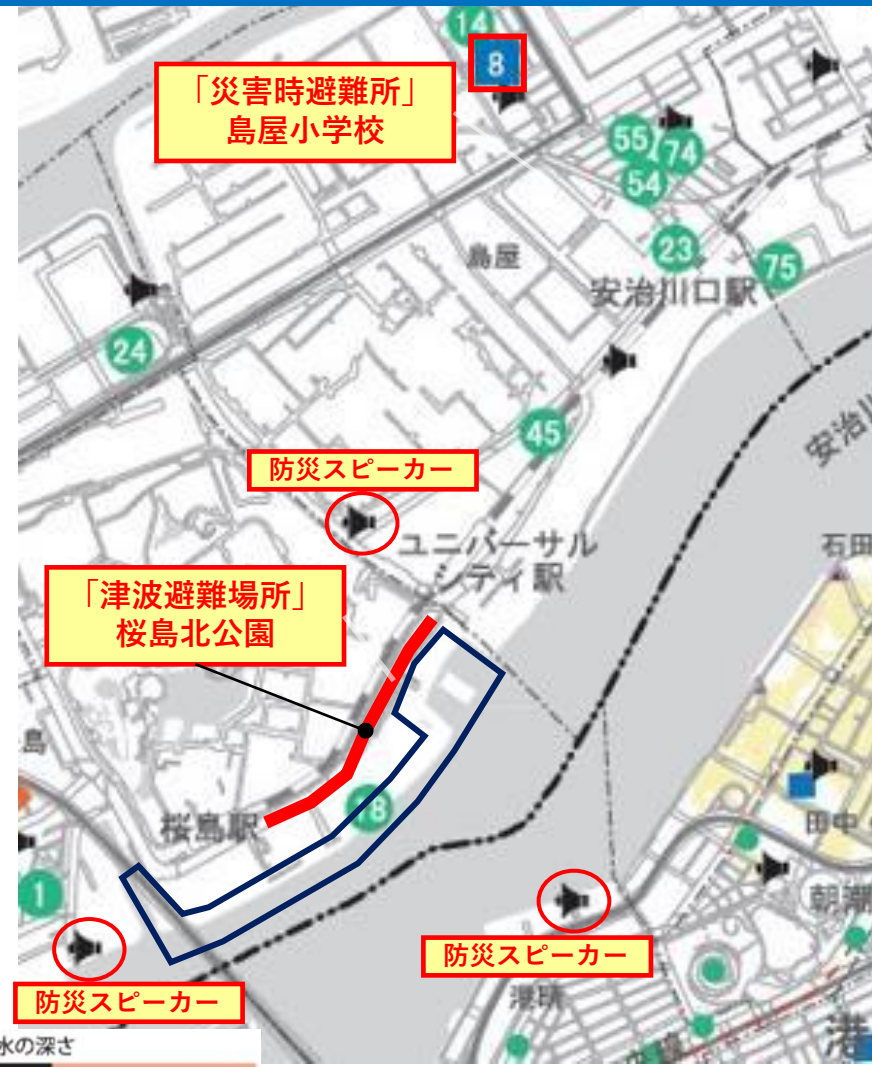
➡ 事業者公募時に安全対策の提案も求め、事業実施時に体制を構築

【高潮時の対応】

	体制確立の判断時期	活動内容
警戒体制	「警戒レベル3」に該当する場合 ◇大阪市から「高齢者等避難」が発令 (高潮注意報(警報に切り替える可能性が高いもの)相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する情報収集 ・飲食店等の営業停止準備 ・施設利用者への注意喚起
非常体制	「警戒レベル4」に該当する場合 ◇大阪市から「避難指示」以上が発令 (高潮警報もしくは高潮特別警報相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の営業停止 ・施設利用者の避難誘導

【津波時の対応】

	体制確立の判断時期	活動内容
警戒体制	◇大阪市から「注意喚起」が発令 (津波注意報相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する情報収集 ・飲食店等の営業停止準備 ・施設利用者への注意喚起
非常体制	◇大阪市から「避難指示(緊急)」が発令 (津波警報、大津波警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の営業停止 ・施設利用者の避難誘導



浸水の深さ

3・4階	5m～10m未満 (3階床上～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)